

審 第 4 8 0 3 号
答 申 第 3 4 9 号
令和 7 年 1 月 3 0 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 5 年 7 月 3 1 日付け健指第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 3 2 9 号

令和 5 年 5 月 2 日付けで審査請求人から提起された、令和 5 年 3 月 1 6 日付け健指第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年3月16日付け健指第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和4年10月17日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「健康福祉部健康福祉指導課の〇〇という〇〇職員が、（〇〇担当）〇〇年〇〇月〇〇日以降にも、当方に対して何度も電話をしたという事実があるのかという確認の為、〇〇月〇〇日以降に当方の携帯である〇〇番へ発信をしたというNTTの発信記録。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、「開示請求に係る個人情報を保有していない」ことを理由に、本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和5年5月2日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）実施機関は、本件審査請求を受けて、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号）附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる、同条例附則第2項の規定により廃止される前の条例第47条第1項の規定により、令和5年7月31日付け健指第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

「千葉県知事が審査請求人に対して行い、令和5年3月16日付け健指第〇〇号により通知した非開示処分を取り消す」との裁決を求め、併せてその理由として、「地方公務員法第三章、職員に適用される基準の

第六節 服務、第三十条（服務の根本基準）「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」により、本来ならば健康福祉指導課〇〇職員が請求人に対して、〇〇年〇〇月〇〇日以降に何度も電話連絡をした（実際は行っていない為虚言の証明になるもの）ということを証明する電話発信記録を契約電話会社であるNTTから取り寄せ、尚且つ公務員による職務怠慢や、第三十三条信用失墜行為の禁止による地方公務員法違反の不正を確認するという“公共の利益”の理由においても、また行政サービスとしてもこれを開示することが必要であり、また可能であった」ということの裁決（確認）も求める。

イ 本件審査請求の理由

不開示の理由が、「開示請求に係る個人情報保有していないため」というものであるが、審査請求の趣旨記載の通り、公務員による職務怠慢や条例違反及び地方公務員法違反という“不正の確認という公共の利益”の為にも、また行政サービスとしても、これを開示することが必要であり可能であったはずである。

また発信記録の開示が実務上も可能であったことは、請求人が〇〇年〇〇月〇〇日に千葉県庁の契約に係る管財課の〇〇職員からも確認をとっている所であり、この時の〇〇氏の説明によると、〇〇年〇〇月にも他課からの要請により、県庁が第三者に対して電話した発信記録をNTTから取り寄せられるのかという旨の確認をNTTの営業部の方にしたところ、「電話番号の下4桁が黒塗りの形ならば可能との確認をした」とのことであった。

この為、地方公務員の本分である県民の為の行政の見地からも、本来であれば当該課の不正隠蔽の利益よりも県民である請求人の利益を一番に考えるとき、県庁他課のように、情報の取り寄せ及び開示の可能性があることは十分な調査を行った上で行うべきであったのであり、このような姿勢が当該課職員らにあり、公務員として誠実に職務に当たってさえいけば、絶対に開示出来ないという性質のものではなかったのである。

更に当該課は、請求に対して5か月以上もの間何らの連絡もないまま放置し、総務部審査情報課相談調整班を介した請求人からの苦情を以って、ようやく非開示の決定通知をしてきたような有様であった。これは条例第22条一項及び二項違反であり、請求人に対する更なる権利侵害を行うものでもあり、このことは併せて地方公務員法第三章第六節 服務、第三十二条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠

実に従わなければならない」にも抵触するものである。

また当該課〇〇職員は、状況とは明らかに相違のある「ただ遅れただけ」などという不備ばかりの不誠実な説明に終始するばかりで、真実が何ひとつとして明らかになっていないのである。

その虚言により請求の原因を作った当該課〇〇職員及び条例違反をした〇〇職員、及びこのことについて現在まで責任ある立場の者からの誠実な説明責任が一切果たされておらず、且つ当然誠意ある謝罪なども行われてはいない。このことは、同章同節の第三十三条（信用失墜行為の禁止）「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」への背信行為でもある。

本請求の元々の原因が、“公務員の職務怠慢や嘘”といったものに起因していることから鑑みると、請求人の権利を侵害してまでの、ここまで来ると、“課ぐるみの事実の隠蔽”を疑わざるを得ず、既に単なる個人情報開示請求の処分に係る審査請求のみでは片付けられない事態ともなっていることから、審査委員に於いては、このような経緯や事情を考慮の上、事態を重く受け止め、厳正なる審査をお願いする所存である。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 反論の内容

(ア) 先ず、健康福祉部健康福祉指導課（以下、3において「当該課」という。）による弁明書の中においても事実とは相違のある虚偽記載があることから説明する。

その箇所は、事案の概要の2行目で、「所管の福祉相談機関において、相談支援を受けている審査請求人に対し」とあるが、事実は、「中核地域生活相談支援センター〇〇（〇〇）」からの支援など現在まで一切行われておらず権利侵害の状態である。

2年程前、〇〇の〇〇センター長から支援を断られた（県との契約違反の可能性も有）という経緯があり、当該課が支援に繋がっていない実情がある為、〇〇担当者である〇〇職員との遣り取りの過程で発生した、「連絡を何度もした」という〇〇氏の虚言の確認の為、最初の個人情報開示請求を行ったものであるから事実との整合性がない。

(イ) また弁明書では、「課では個人情報には存在しないから」また「開示請求書の收受日以前に当該課において保管している文書が対象でありNTT文書は対象ではないこと」を理由としているが、しかしながら請求人は、審査請求書の請求の趣旨及び請求の理由でも申し述べた通り、千葉県庁管財課の〇〇氏の説明では、県庁の他課からの要請によりNTT営業部に確認をした時に、県庁が外部に電話した発信記録は末尾4桁は黒塗りになるが、入手しようとするれば出来るものであった

ことを確認しており、県民に対する奉仕者としての姿勢次第で、行政サービスとしても「やる気さえあれば」出来たことなのである。逆に言えば、当該課は何故そこまでして「出来ることすらやらない」と頑なになる方が不自然である。

県庁の電話発信記録は県庁の情報であり、また請求人の個人情報でもある。取り寄せをした時から「行政文書」若しくは「個人情報」となり得るのであり、開示可能になるものとなったはずである。

(ウ) また請求人は、本件請求にも関係する、「何故、当該課公務員らによる条例違反（併せて地方公務員法違反）及び事実の隠蔽や不誠実な対応という事態が起こり続けているのか」について、この事情（経緯）を確認することが出来る関係資料（誰が、いつ、どのような話し合いをし、決定したのかまたしなかったのかが判るもの）の一切について、〇〇年〇〇月〇〇日付けで個人情報開示請求を行っているが、これに対する健指第〇〇号の決定も、「請求人との電話対応報告書のみの部分開示」であり、請求内容やその目的に全く対応していないという、これまで通りの公務員としてあるまじき不誠実な対応を続けている為、この請求に対しても審査請求を行っている次第である。

イ 結論

以上から、審査請求の趣旨の通り、本件処分の取り消しを求め、地方公務員法のサービスの根本基準及び公務員による不正の確認という公共の利益の理由においても、また行政サービスとしてもこれを開示することが可能であった、という確認の裁決を求める。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 事案の概要

本件審査請求は、健康福祉部健康福祉指導課（以下「健康福祉指導課」という。）所管の福祉相談機関において、相談支援を受けている審査請求人に対し、健康福祉指導課職員が審査請求人所有の携帯電話へ発信したことが分かるNTTの発信記録に関する事案である。

(3) 処分内容及び理由

ア 処分の内容

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

本件開示請求を受け、対象となる個人情報を探索したが、本件開示請求に係る個人情報は存在しなかった。

イ 処分の理由

本件開示請求に係る個人情報記録される行政文書としては、健康福祉指導課で所有しているN T Tの電話料金に係る支出証拠書類が考えられるが、契約している電話番号ごとに料金などが記録されているのみであり、発信先の電話番号の記載はなく、当然、審査請求人の個人情報は記録されていない。

よって、開示請求に係る個人情報を保有していないことを理由に、本件決定を行った。

なお、本件審査請求を受けて、改めて対象となる個人情報を探索したが、新たな個人情報は存在しなかった。

(4) 弁明の内容について

審査請求人は、「情報の取り寄せ及び開示の可能性があることは十分な調査を行った上で行うべきであったのであり、このような姿勢が当該課職員らにあり、公務員として誠実に職務に当たってさえいれば、絶対に開示出来ないという性質のものではなかったのである。」と主張するが、対象となる行政文書は審査請求人から送付のあった自己情報開示請求書の收受日以前に健康福祉指導課において保管している行政文書が対象であり、N T Tにおいて保管している発信記録は対象とならず、健康福祉指導課においても保有していない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定の取消しを求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、前記3(2)のとおり、本件開示請求に係る記録は、取り寄せをした時から「行政文書」又は「個人情報」となり得るのであり、開示可能になる旨を主張する。

イ 実施機関は、前記4(4)のとおり、「対象となる行政文書は審査請求人から送付のあった自己情報開示請求書の收受日以前に健康福祉指導課において保管している行政文書が対象であり、N T Tにおいて保管している発信記録は対象とならず、健康福祉指導課においても保有していない。」と主張する。

ウ 審議会が事務局職員を通じて確認したところ、実施機関が契約している電気通信事業者の電話料金に係る支出証拠書類には、契約している電話番号ごとに料金が記録されているのみであり、発信先の電話記録や個

人情報は記録されていないことが確認された。

また、審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件開示請求に係る個人情報保有していないことが確認された。

エ 以上のことを踏まえると、審議会としては、実施機関が、本件開示請求の対象となる個人情報保有していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、開示請求の対象は、行政文書に記録された自己の個人情報であり、行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

また、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

本件決定は、令和4年10月17日に請求を受けてから、延長手続きすることなく約5か月経過した令和5年3月16日に行われている。

開示決定等の手続において、実施機関は、条例第22条第1項の規定により、開示請求があった日から15日以内に開示決定等をしなければならないところ、本件決定は補正に要した日数を除いても15日を大幅に超過していることから適切ではない。

今後、実施機関においては、保有個人情報開示請求に対する適正な事務の遂行に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 8月 1日	諮問書（弁明書及び反論書の写しを含む。）の受理
令和6年10月22日	審議（令和6年度第6回第1部会）

令和6年11月26日	審議（令和6年度第7回第1部会）
------------	------------------

千葉県個人情報保護審議会第1部会